公益活動団体協働提案負担金　制度概要

資料1

制度概要

- 地域課題や社会課題の解決のため、市と協働で事業に取り組む公益活動団体に負担金を交付する事業。
- 企画段階から意見交換し、双方の役割を明確にして協働事業を行う。
- 外部委員会（酒田市ボランティア・公益活動推進委員会）での書類審査により採択する事業を決定（来年度の予算成立を前提とする）。
- 当年度は企画期間→来年度に事業実施

令和8年度：令和9年度の事業実施分の提案→審査により事業候補を採択

令和9年度：採択事業を実施（予算成立の場合）

負担金区分

区分	事業	補助上限
団体提案型	フリーテーマで協働事業の提案を公益活動団体から募集	**50 万円**（補助対象経費の 4/5 以内）
行政提案型	市が提示するテーマに沿った協働事業の提案を公益活動団体から募集	**50 万円**（補助対象経費の 10/10 以内）

※1,000円未満切り捨て

対象経費

講師謝金、旅費、消耗品費、印刷費、団体構成員の人件費の一部　等

※事業実施に直接必要な経費のみ対象。団体の経常的な経費や運営費、協働事業に直接関係のない費用は対象外。

※詳細は「酒田市公益活動団体提案負担金の手引き」を参照（市ホームページ掲載）

対象要件

- 地域課題や社会課題の解決、新たな価値の創造に寄与し、取り組む必要性が高いこと。
- 酒田市総合計画に掲げる政策目標等の達成のために、具体的な効果や成果が期待できるものであること。
- 酒田市内での活動であること。
- 協働による相乗効果が期待できること。

※営利目的、宗教・政治・選挙活動、国・地方公共団体等から助成を受けるもの、施設等の建設及び整備を目的とするものは対象外。

提案できる団体

- ボラポートさかたに登録している団体で、主に市内で活動する3人以上の団体（法人格の有無問わず）。
- 代表者及び半数以上の構成員が市内に住所を有するもの。
- 計画的に公益活動を実践し、会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っているもの。

スケジュール

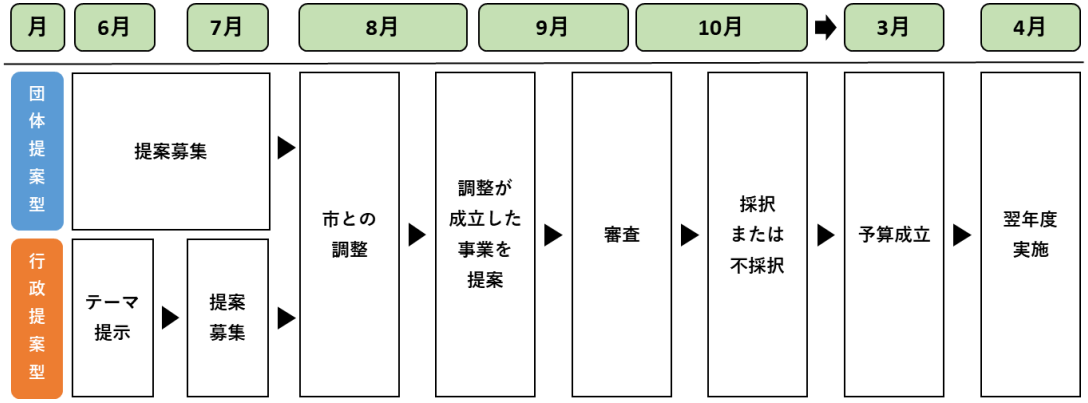

資料2

令和９年度募集分公益活動団体協働提案負担金　採点基準（委員用）

【全体的事項】

提案があった事業について、酒田市公益活動団体協働提案負担金制度実施要綱に基づき、酒田市ボランティア・公益活動推進委員会での採点結果を参考に候補として採択し、翌年度分として予算要求する。

【採点者】

ボランティア・公益活動推進委員（全 10 名）、共生社会課長、企画調整課長

※申請団体と利害関係のある審査員は、その事業の審査には加わらないものとする

【採点項目及び基準】

採点項目	採点基準	配点
協働性	・協働事業として行う必要性があるか。 ・協働による相乗効果が期待できるものであるか。 ・団体、行政の役割が明確になっているか。	5×2
公益性	・団体内だけではなく、広く社会に利益のある活動か。 ・特定の地域・グループだけではなく、多様な市民の参加が見込めたり、利益の見込める活動か。	5×2
課題解決 価値創造	・酒田市総合計画に掲げる政策目標等の達成のために、具体的な効果や成果が期待できるものであるか。 ・地域課題や社会的な課題の解決又は新たな価値を生む活動か。 ・優先的に取り組む必要性の高いものか。 ・イベントの実施自体が目的となっていないか。	5×2
先駆性	・事業内容に独自のアイデアが盛り込まれているか。 ・すでに同様な取り組みは行われていないか。	5
実現性	・事業内容、スケジュールなどは実現性の高い内容となっているか。	5
予算の妥当性	・事業の内容、規模に見合った適正な経費見積になっているか。 ・予算と成果の費用対効果は十分に見込めるか。	5
継続性	・負担金終了後も、財源確保に向けた考え方や取り組みが見込めるか。 ・今後の発展性が期待される事業か。	5
計		50

5：非常に優れている　4：優れている　3：認められる　2：劣る　1：非常に劣る

・審査員の平均点をその事業の点数とする。

・「協働性」、「公益性」、「課題解決・価値創造」は重要な項目であるため素点を 2 倍とする。

◆最低基準

以下のいずれかに当てはまった場合、予算枠内であっても不採択とする。

①「協働性」「公益性」「課題解決・価値創造」がどれかひとつでも 6 点未満

②合計点が 30 点未満（各項目の平均点が 3 点未満相当）

【採点結果】

・原則として、共生社会課で設定した予算要求額（以下、予算要求額）の上限の範囲内で、採点点数が上位の事業から順に採択し、予算要求をするものとする。

・採択事業の負担金額合計が予算要求額の上限を超えた場合、全事業を按分しての一律減額は行わない。予算の残額分のみでの採択および予算要求とするか、申請団体および協働課の意向を確認する。

・上記協議の結果不採択となった場合は、次順位の事業について上記と同様の手続きをとる。

・この審査基準に定めるもののほか必要な事項は、共生社会課長が別に定める。

採点までの流れ

8/31（月）	【締切】9/15（火）	9/18(金)	10/2(金)	10/9(金)	10/20(火)
申請書類を委員に送付 ▶	委員が**各自**質問書・意見書を市に提出 ▶	団体に質問書・意見書への回答書提出を依頼 ▶	団体が回答書・ﾌﾞﾗｯｼｭｱｯﾌﾟ版を市に提出 ▶	委員会事前資料を委員に送付 ▶	**推進委員会** 委員が**集まって** 審査（採点・査定）

審査会当日の流れ

・提案団体および協働課の出席・発表はなし。

・配点票に記入の審査員コメントと、審査会で話し合った内容をとりまとめ、提案団体に採択／不採択通知と合わせて送付する。

※今年 6 月に開催した公益活動支援補助金の審査と同じ形式で行う予定です。

全体

フリー 50分 ▶	**各自採点 10分** ▶	**（集計）10分** ▶	**結果発表 5分**
①各自シール貼り(10分) ②特に気になる点を全体で協議(40分)	採点後に回収	集計中、委員は休憩	提案団体に特に伝えたいコメントを全体で確認

【シール貼りイメージ】

	公益性	課題解決・	…	予算の妥当性
A事業	●●●●	●	●	
B事業			●	●●
C事業	●●	●●●●		
D事業	●	●		

● 良いと思う点　● あまり評価できない点

【シール貼りルール】

・各審査員が評価表にシールを貼る。

・ひとり赤／青それぞれ最大 16 枚まで。

・「話し合いたい」と思う項目に優先して貼ってもらう。

・どの事業・どの項目に貼っても OK（複数枚を 1 つの事業に貼るのも OK）

・必ず 16 枚すべてを使う必要はない。

⇒評価が低い項目や意見が分かれている箇所（赤枠）、特に協議したい内容などについて全体で意見交換

資料５

令和８年度施策進捗報告および今後の予定

① 公益活動支援補助金　募集時期等の変更について

年度	申請	不採択	採択	補助額	備考
R7	3 件 （辞退 1）	0 件	2 件	146,000 円 （実績）	募集：3 月～4 月上旬 交付決定：6 月上旬
R8	7 件 （辞退 1）	1 件	5 件	717,000 円 （決定額）	募集：4 月中旬～5 月中旬 交付決定：7 月上旬

- R8～交付決定前の支出も対象にした。（メインが終了している事業は申請不可）
- 申請団体からは、締切が 4 月上旬締切では年度始まりで多忙な期間と重なるため応募しやすかった、準備期間が長く応募しやすかったとの声があった。
- 申請件数の増加は募集時期の変更が主たる原因であると断定できないが、一因である可能性は高いため、来年度も動向を注視していく。

②（一財）酒田コミュニティ財団との連携について

財団の意向：若者の地元に対する愛着の醸成や活動の促進を目指し、若者とまちのために活動する大人の団体を引き合わせたい。

⇒若者とボランティア・公益活動団体との交流機会を創出することで、団体の活動の周知や活性化も期待されるため、財団と連携した交流機会の創出を検討した。

⇒財団の助成プロジェクトの活動報告等を行うイベントの周知協力を行う。

特に登録団体に対して、自分たちの活動を若者に PR する機会の一つであることを伝え、若者との交流機会につなげる。

‣開催日：令和 8 年 12 月 6 日（日）　場所：産業会館 4F まちなかホール

③ ボラポートさかたホームページの改修について

現在改修作業中。12 月頃より運用開始の見込み。

⇒セキュリティ強化と、登録団体のページへ検索機能を追加する。

④『活動を続けるための仲間づくりと資金調達講座』の開催について

講義とワークを通して、団体が目指す未来やどのようにして活動するかを整理し、仲間・資金づくりのヒントを見つける講座を開催する。

日時：令和 8 年 12 月 13 日（日）10：00-12：00　　**会場：**地域福祉センター
講師：NPO 法人 市民社会サポートやまがた 代表理事　石山 由美子氏
主催：酒田市ボランティア・公益活動センター（ボラポートさかた）